

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約の締結結果一覧表

No.	契約に係る物品又は役務の名称	数量	契約日	契約の内容	契約の相手方	契約金額	発注課		随意契約とした理由	備考
							所管課	連絡先(直通)	契約の相手方とした理由	
1	美原新拠点関連事業用地除草業務	一式	R4. 5. 6	堺市が所有する土地の除草業務	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	88,000円	都市整備部 都市整備担当	072-228-7425	同法人は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定するシルバー人材センターであり、その所在地は堺市内である。本業務を同法人に委託することにより、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものである。 （根拠法令）地方自治法施行令第167条の2第1項3号	
2	元湊小学校施設管理業務	一式	R5. 4. 1	施設管理（巡回・ゴミ収集・来訪者確認等）・施錠点検等	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	時間単価 1,145.7円	都市整備部 都市整備担当	072-228-7425	同法人は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。 （根拠法令）地方自治法施行令第167条の2第1項3号	

3	堺浜ふれあいビーチ清掃業務	一式	R4. 5. 1	堺浜ふれあいビーチにおける清掃（漂着ごみ等の回収）	公益社団法人 堺市シルバー人材センター	833,356円	都心未来創造部 ベイエリア推進 担当	072-228- 8033	同法人は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が堺市内にあるものである。本業務は、軽易な業務にかかる就業を希望する高齢者に対して就業機会の提供を行うものであり、同法人に委託するものである。（根拠法令）地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
---	---------------	----	----------	---------------------------	------------------------	----------	--------------------------	------------------	--